人事異動

内閣

国務大臣　加藤　勝信

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当）事務代理を命ずる（前橋地方裁判所判事）判事　平木　正洋

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上一月五日）　山田　和則

簡易裁判所判事に任命する（一月六日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○文部科学大臣臨時代理

同　中川　雅治

文部科学大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上一月七日）

国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（一月八日）

○総務大臣臨時代理

国務大臣　梶山　弘志

総務大臣野田聖子海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　梶山　弘志

内閣府特命担当大臣野田聖子海外出張不在中内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当及びマイナンバー制度担当）事務代理を命ずる

最高裁判所判事　大谷　直人

最高裁判所長官に任命する

高等裁判所長官　深山　卓也

竹内　裕子（宮崎　裕子）

最高裁判所判事に任命する（各通）

判事　林　道晴

検事　林　眞琴

同　小川　新二

検事長に任命する（各通）

検事長　青沼　隆之

同　齊藤　雄彦

願に依り本官を免ずる（各通）（以上一月九日）

内閣府

秋池　玲子　坂根　正弘　坂村　健

竹中　平蔵　八田　達夫

国家戦略特別区域諮問会議議員に任命する（各通）（一月七日）

秋田　進　甘利　公人　大知　久一

大野　澄子　鈴木　共子　髙倉　明

髙松　伸幸　田島　優子　中林真理子

藤田　友敬　村山　美彦　山本　眞弓

唯根　妙子

自動車損害賠償責任保険審議会委員に任命する（各通）（一月八日）

法務省

（東京区検察庁副検事）副検事　荒川　尚之

八王子区検察庁副検事に配置換する（八王子区検察庁副検事）同　町井　裕明

横浜区検察庁副検事に配置換する（以上一月四日）

（関東地方更生保護委員会委員長）地方更生保護委員会委員　平尾　博志

辞職を承認する（一月八日）

（法務省保護局総務課長）法務事務官　今福　章二

法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に昇任させる

（法務省保護局更生保護振興課長）同　古田　康輔

法務省保護局総務課長に配置換する

（千葉保護観察所長）同　古川　芳昭

法務省保護局更生保護振興課長に転任させる

（法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）同　吉田研一郎

地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員長）に任命する

（松山保護観察所長）同　山田　浩司

中国地方更生保護委員会事務局長）同　原沢　和茂

千葉保護観察所長に転任させる

（名古屋保護観察所次長）同　中村　英雄

松山保護観察所長に昇任させる（以上一月九日）

公安調査庁

（最高検察庁検事公安調査庁次長）検事　杉山　治樹

公安調査庁次長に充てるほとを解く

（最高検察庁検事）同　浦田　啓一

公安調査庁次長に充てる（以上一月九日）

財務省

（国税庁課税部課税総括課消費税室長）財務事務官　山寺　尚雄

（国税庁課税部個人課税課長）同　槇原耕太郎

（東京高等検察庁検事兼国税庁課税部資産課税課長）検事兼財務事務官　瀧澤　一弘

（国税庁課税部法人課税課長）財務事務官　灘野　正規

（国税庁課税部酒税課長）同　田村　公一

（国税庁徴収部徴収課長）同　小平　忠久

（総務省自治税務局都道府県税課長）総務事務官　寺﨑　秀俊

（総務省自治税務局市町村税課長）同　池田　達雄

（総務省自治税務局固定資産税課長）同　黒瀬　敏文

岡田　博憲　川崎　賢二

近藤　雅人　杉本　徳栄

鶴田　泰三　戸田　龍介

豊　憲一郎　前川　武政　米山　正樹

平成三十年度税理士試験試験委員に任命する（各通）（一月五日）

環境省

（地球環境局参事官）大臣官房付に配置換する　竹本　明生

地球環境ファシリティー（アメリカ合衆国）に派遣する　工藤栄一郎

（地球環境局総務課調査官）　竹村　純也

地球環境局参事官に昇任させる（以上一月八日）　外山　卓夫

官庁報告

官庁事項

移動受信用地上基幹放送（99MHzを超え103.5MHz以下の周波数を使用し、東北広域圏（基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第3の1（1）エにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について、平成30年1月12日（金）午前8時30分から同年2月13日（火）午後5時15分までの間、東北総合通信局放送部放送課において申請の受付を行います。

なお、本件申請の対象セグメント領域及びセグメント数は、次のとおりです。

セグメント領域	セグメント数
3セグメント形式のOFDMフレーム	1／5、2／5、3／5、4／5、6／5、7／5、8／5、9／5、12／5、13／5、14／5又は3

注　申請者は、基準セグメント数（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第61条第3号イに規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

郵送の場合は、次の宛先に提出してください。

郵送先：〒980－8795　宮城県仙台市青葉区本町3丁目2－23　東北総合通信局放送部放送課（電話番号022－221－0696）

詳細については、総務省情報流通行政局地上放送課（電話番号03－5253－5737）にお問い合わせください。

平成30年1月11日　総務省

吉井川水系河川整備計画【国管理区間】の策定について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十五日に、吉井川水系河川整備計画【国管理区間】を策定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成三十年一月十一日

中国地方整備局長　川崎　茂信